

淀川水系流域委員会について（意見書より抜粋）

<目次>

意見書 2 (p.4~8) : 3	これまでの一般意見聴取の取り組みとその総括.....	4-1
意見書参考資料 (p.1~5)	4-5

意見書 2 (p.4~8) : 3 これまでの一般意見聴取の取り組みとその総括

3 これまでの一般意見聴取の取組みとその総括

3.1 流域委員会活動と一般意見聴取の取組み

流域委員会の活動は約 2 年と 10 ヶ月の間に実に約 300 回の会議を開催した。そのうち事務的な打ち合わせ、検討会の一部を除いてすべて公開で行われ、一般傍聴者からの発言も認められた。また、会議議事録、配布資料等すべての情報は公開された。ニュースレターも発行されて、誰でもインターネット上であるいは資料請求手続きをするとハードコピーの形で入手することができる。また、常時、一般意見の投稿の窓口も開かれている。それらの一般意見もすべて情報公開されている。

流域委員会は、会議を行うだけでなく、淀川流域の主要箇所のほぼ全域にわたって、計画中のダム現場、魚道等の河川環境に関する重要ポイントの現地視察を行い、関係者、住民との意見交換も行った。さらに、一般意見聴取試行の会（後述する）を開催して、住民意見の聴取・反映の望ましい方法を模索した。

流域委員会のこの活動はそれ自身が一つの住民参加の実践であったとあってよい。また将来、住民参加が発展して「流域センター」の設立が実現する時には流域委員会の活動と経験がこの「流域センター（仮称、以下仮称を省略）」に活かされることが望まれる。

会議や現地視察、原体験を通して、流域委員会は提言や河川管理者の提案（第 1 稿、第 2 稿、基礎原案等）に対して、できる限り実践的で実施可能な意見を述べることに努力した。

しかしながら、時間的・能力的制約もあって、なお多くの反省点を認めざるをえない。委員会の活動の要点とその問題点、改善点等をまとめて、「対話集会」運営の参考に供したい。

住民意見の反映の過程を、次のように整理して、流域委員会におけるこれまでの一般意見聴取の取組みを総括する。

伝える（より広く住民に課題を認識してもらう）

聴く（多くの住民から多様な意見を汲みとる）

対話する（住民と委員が対話することによって論点を共有し、深める）

反映させる（住民から汲みとった意見内容を審議・提言・意見書等に反映させる）

見直し・修正する（審議・提言の過程と結果を住民に伝え、意見を聴き見直し修正する）

まず、活動実績を見ると次のようになる。

「伝える」活動

委員会・部会の審議および資料・議事録のすべてを公開した。それらはホームページ上で広報され、委員会ニュース、部会ニュースに掲載し配布した。

意見募集・意見発表会その他意見を述べる機会の広報を新聞紙上、チラシを作成(約10万部)して、関係団体等(約2000件)に配布した。

委員会提言、中間とりまとめ、およびその解説パンフレットを作成し配布した(約1万部)(以下、数量の記載は省略するがその量は膨大な数となっている)。

「聴く」活動

現地視察時に地域に詳しい人に現状等の説明を聞き、現地の方々に集まっていたいて意見を聴いた。

常時メールボックスを開設し、郵便・FAX等で意見を聴いた。また、委員会等では一般傍聴者からの意見を聴く時間を設けた。

中間とりまとめについて意見募集を行った。

「対話する」活動

寄せられた意見の中から代表的な意見の方を招聘して、意見聴取の会を開催した。

また、現地でテーマ別の対話集会を開催し、直接意見を聴いて対話した。

「反映させる」活動

常時、一般意見を受け付ける窓口を設け、その意見を委員会・部会資料として配付した。これらは、課題ごとに分類されて、審議資料として活用した。

「見直し・修正する」活動

審議結果・審議資料をホームページ上で公開した。冊子「一般からの募集意見集」にまとめ、意見応募者に礼状を添えて配布した。提言とりまとめにあたって意見を分類・整理し、冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」にまとめた。

次にこれらを総括して 問題点 とその 改善点 をまとめると次のようになる。

「伝える」活動

問題点 住民の委員会活動の認知度が低く、問題意識の共有が一部にとどまった。また、委員会内部で情報・論点把握が遅れ、論点の提示が遅く、十分に伝えられていない。

改善点 情報・論点整理、広報資料の作成を迅速に行う。不特定多数の住民には、よく目に付く方法(例えば、ケーブルTV等の伝達方法)で広範囲に情報を伝える。特定できる住民にはそれぞれのチャンネル(例えば自治会、学校等のネットワーク)を利用する。

「聴く」活動

問題点 意見を寄せてきたのは意識の高い人に限られ、広く住民全般（若者、子ども、学生、女性）の意見を聴くことは十分でなかった。意見の内容が不明確なものもあった。

改善点 広く意見を聴くためには、こちらから出かけるべきである。開催日を日曜休日や夕方から始める等工夫するべきである。意見をどのように活用するかの説明も十分でなかった。

「対話する」活動

問題点 対話というより質問と回答という形になる場合が多かった。住民にとって流域委員会と河川管理者の役割が不明確に見えた。

改善点 住民同士がより活発に討論できるような、論点整理と討論の目標点を示すような工夫が必要である。

「反映させる」活動

問題点 一般意見の分析・検討が十分であったとはいえない。

改善点 一般意見について集中的に議論をする時間を持つべきであった。

「見直し・修正する」活動

問題点 寄せられた意見に対して個別の回答ができていない。

改善点 何らかの形で、寄せられた意見の採用不採用等の結果とその理由を回答する必要がある。

以上のように、委員会の活動は膨大なものになっていて、その一方できめ細かい対応が十分ではなかったことが浮き彫りにされた。上記の分析で問題点も明らかにされたのであるから、今後、一般意見聴取について包括的な対応策を検討し、流域委員会は河川管理者にそれを伝達し、施策に反映できるよう方法を講じるべきである。

3.2 一般意見聴取試行

流域委員会は「これからの琵琶湖とダムを考える若者討論会」を大津市、木之本町、大阪市の三会場において開催した。流域委員会はこの討論会を「一般意見聴取試行の会」と位置付けて、今後「対話集会」を運営するうえで、以下のような課題があることが分かった。

1. 若者から意見が聞けたか？

若者の意見発表の申し込みは多かったとはいえなかった。しかし、一般傍聴者の中から若者の意見を聴取することができた。これは討論の時間が十分であったことにもよると考えられた。若者に関心を持ってもらうためには、どのような工夫をすればよいかを課題として残った。

2. さまざまな地域から意見を聴取できたか？

丹生ダムに近い淀川水系上流部の参加者が多く、関心の高さが伺えた。一方、大阪のような大都市部では関心の薄さが目立った。下流部ではもっぱら河川利用に関心が高い。また、丹生ダム周辺からの参加者の意見はダム建設に対して賛成反対がはっきりと現れている。しかし、賛成反対はともかく、両者とも地元をいかに安全で住みよい地域づく

りをするかでは考えは一致していた。このようなところに住民意見の反映への糸口が潜んでいるように思える。

3. 会の運営方法について

会の進行は、委員が進行役を担当したが、十分であったとはいえない。委員会ではファシリテーター（対話進行者）を提案しているが、ファシリテーターの育成や住民参加のあり方について、まだまだ試行錯誤の段階である。

自由討論の時間をそれぞれ60分と90分と100分とした。60分では一般傍聴者の方から短いとの不満の声が聞かれた。90分程度あるいは会場の状況を判断して時間を延長するなどの配慮をして自由な討論の時間を十分に確保することが必要であろう。

また、本格的な「対話集会」を開催する前に、この会で出された意見をどのように反映するか、合意形成の判断材料にいかに関活用していくかをこれらの経験をもとに検討し指針等にまとめておくことが必要である。

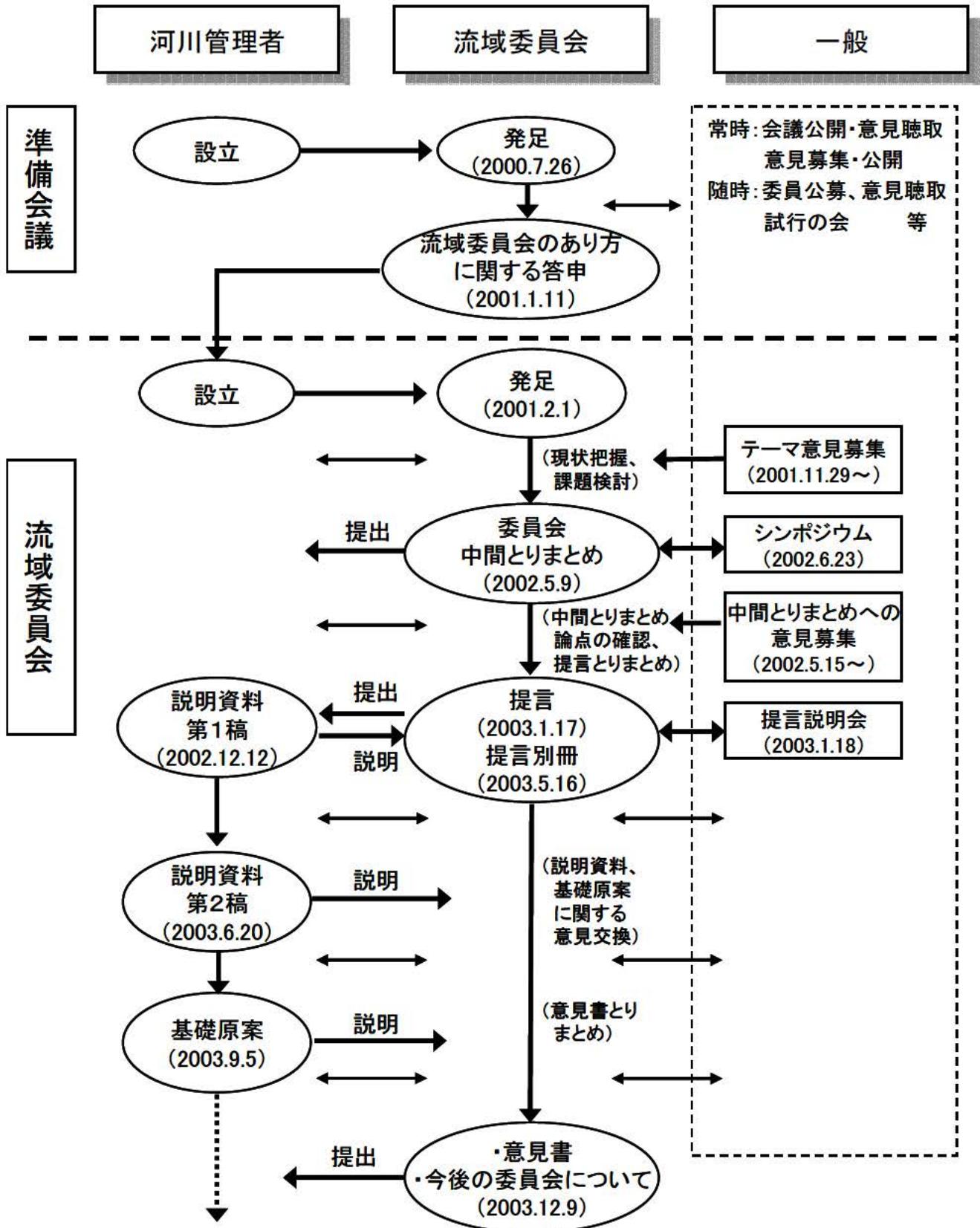
なお、流域委員会では、「意見聴取・反映に関する試みの会」や現地視察後の意見交換会等、地域の実状に即したテーマで12回の一般意見聴取試行の会を開催し、いくつかの成果ならびに反省点を得た。それらの報告は流域委員会ホームページ、ニュースレター等を参照されたい。

3.3 河川管理者の説明会

河川管理者は第1稿の提出と同時に、各地で「説明会」を精力的に開催してきた。従前のような説明会ではなく、熱のこもった真摯な態度に、参加者も協力的に意見を出していた。参加者の説明会における印象に関する意見の中で改善されるべき内容を下記に列挙する。

1. 説明が長すぎ、また、配付された資料も専門用語や数字の羅列で難しく理解できなかった。
2. 住民の関心とかけ離れたテーマの説明は興がさめた。
3. 質問の時間が短く、言い訳のような答え方もあり不満が残った。また、質問に対して、答えの時間が長く興がさめた。
4. 参加者の人数に対して、説明する役所の人数の方が多いい会場もあった。もっと人は集まるはず。人を集める工夫と努力が足りない。新聞や広報等に案内を出す場合、もっと工夫がいる。
5. 意見を言ったが、それがどのように反映されるか分からない。この説明会で計画が実行されるのかと思うと不満と不信感が強まる。

1 淀川水系流域委員会の経緯(河川管理者および一般とのやりとりを中心に)



2 これまでの開催会議等の一覧（2001.2.1～2003.12.9）

会議の種類		内容	開催数
委員会、部会		・各種審議、報告、説明が行われる公的な位置づけの会議。定足数、一般傍聴有り。	115 (拡大委員会含む) (部会の位置づけで開催した現地視察8は除く)
運営会議		・委員長、部会長による流域委員会運営事項検討のための会議	30
現地視察		・流域の河川、堰・ダム(予定地含む)等を視察し、河川管理者や委員からの説明を受けた。地元の方からの説明や意見交換を行った場合もあり。	15 (部会の位置づけで開催した現地視察8を含む)
特定課題の議論、作業等	検討会	・部会の進め方、作業分担等について検討する作業準備的位置づけの会議。定足数、一般傍聴無し。	41 (合同勉強会1、意見書情報交換会1を含む)
	WG	・特定テーマについての議論を行う。提言とりまとめに向けて設けられた。定足数、一般傍聴無し。	24
	作業部会	・中間とりまとめ、提言、意見書のとりまとめ作業を行う組織として、適宜委員会、運営会議、部会に設けられた。	49 (注)
一般やりとり・発信	一般意見聴取試行の会	・一般の方々からご意見を伺うとともに、その方法についても検討する「試行」の会として、各部会を中心に、様々な方法で実施した。	14
	シンポジウム、説明会	・中間とりまとめや提言に関して一般に向けて発信、質疑応答等を行った。	2
その他		・設立会、部会発足会、合同懇談会	3
			計 293

注：今後の流域委員会検討会(2)、ゾーニング検討会(1)、対話集会に関する検討会(1)は作業部会に含めた。

3 一般とのやりとりについて（2001.2.1～2003.12.9）

	内容	数
常時 実施	・委員会、部会は全て公開し、一般意見聴取の時間を設けている。	一般発言者数 延べ約 220 人
	・ファクス、郵送、HP から届いた一般からのご意見は全て委員会、部会にて資料として配付、公表している。	意見数 約 430 件
	・委員会、部会資料はHP 等で公開、会議結果（結果報告、結果概要、議事録等）も全て公開している。	-
	・開催された委員会、部会に関するNL を作成、配布している（HP でも公開）	-
	・HP を設け、会議開催予定、会議結果、資料、意見募集、傍聴受付等を行っている。	アクセス数 （トップページ） 約 80,000 件
随時 実施	テーマ意見募集（2001.12.5～） （以下のテーマについてA4、1枚以内で） ・河川で今何が一番問題か ・どのような川が望ましいか ・そのためには、どのように整備すべきか	提出意見数 約 240 件 （NPO 団体、自治体等含む）
	中間とりまとめに対する意見募集（2002.5.15～）	提出意見数 約 150 件 （NPO 団体、自治体等含む）
	中間とりまとめを発信するシンポジウム 開催日：2002.6.23 場 所：京都会館（京都市）	入場者数 約 500 人
	提言説明会 開催日：2003.1.18 場 所：カラスマプラザ21（京都市）	入場者数 約 350 人
	一般意見聴取試行の会 （各種方法にて試行的に実施） ・意見募集応募者から意見発表者を選出 ・テーマを設けて意見発表者を募集 ・意見発表者間での議論 等	試行の会 14 回 意見発表者 延べ約 100 名

4 淀川水系流域委員会について

設置の目的

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きが導入されました。

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、淀川水系において「河川整備計画」について学識経験を有する者の意見を聴く場として、平成13年2月1日に近畿地方整備局によって設置されました。

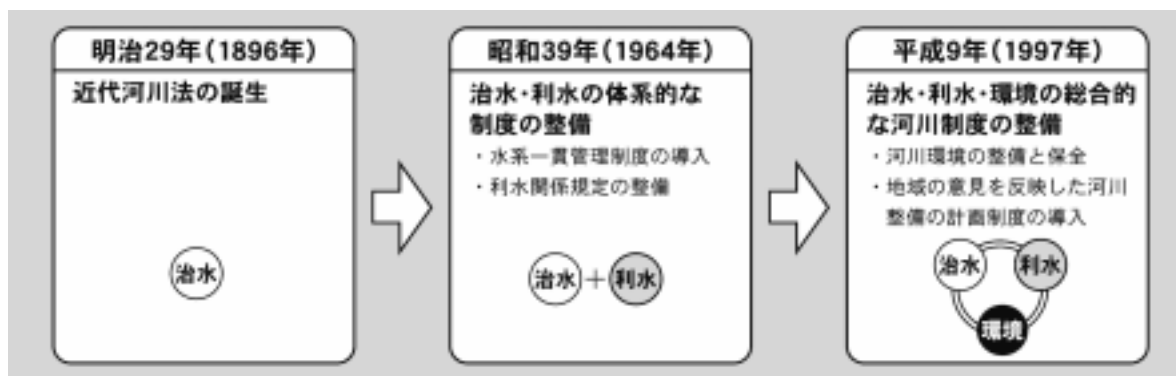
流域委員会の役割

淀川水系流域委員会は主に次のような役割を持っています。

近畿地方整備局が策定する「淀川水系河川整備計画(直轄管理区間を基本)」に対して、意見を述べる。

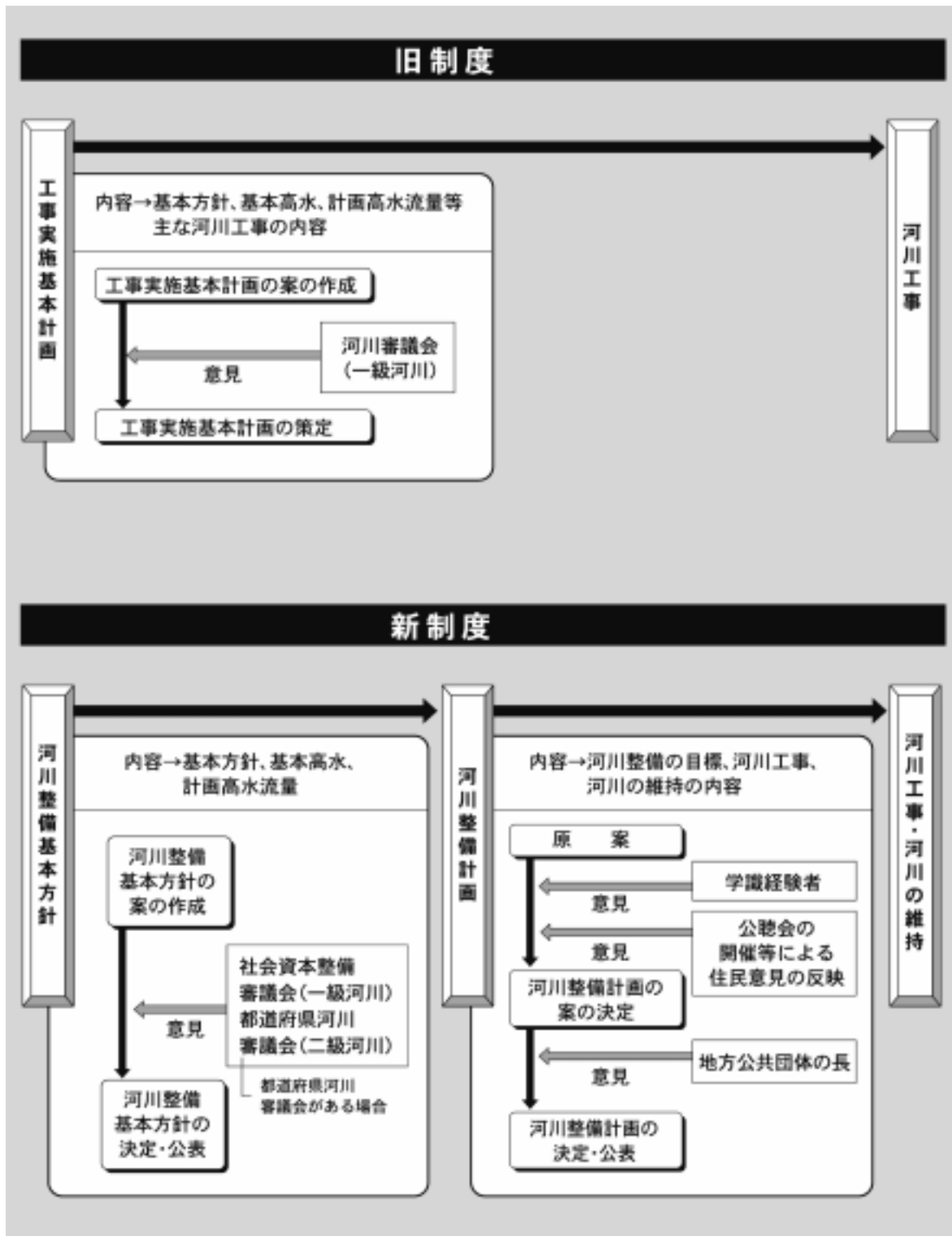
関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。

【河川法改正の流れ】



【近畿地方整備局資料より】

【新しい河川整備の計画制度】



【近畿地方整備局資料より】

